

監査公表第 10 号（令和 4 年 6 月 24 日、県公報第 309 号登載）
令和 3 年 6 月 13 日から令和 3 年 12 月 22 日実施
随時監査の結果に基づく措置通知（令和 3 年度）

監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した随時監査の結果（令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 596 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 橋 克 己 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 596 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 県営住宅課	時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、当該職員から既に返納させた。</p> <p>所属長は、直接監督者及び事後確認者に対して、時間外勤務命令は、必要性や緊急性を十分考慮し事前に命じること、事後確認において進捗状況や終了時間を確認することの徹底を指示した。</p> <p>また、課内の全職員に対して、事前に時間外勤務命令を受けることを改めて指導するとともに、事後確認の決裁ルートを示し、適切な勤務確認者を経由して時間外勤務実績を提出するよう指示した。</p> <p>さらに、最後に退庁する者に、退庁時刻を直接監督者の係長と課長補佐に行政コミュニケーションシステムの電子メールによって通知させることとし、係長と課長補佐に、翌日、時間外勤務実績と照合させることとした。</p> <p>部としても、部内全所属長に対し、文書で本件を周知するとともに、適切な決裁ルートの設定、事前命令と事後確認の徹底、最後の退庁者の退庁時刻の確認等に係る具体的方法の周知に加え、管理監督者が職員の労働時間を適正に把握し、所属の実態に応じた業務マネジメントを行うことを指示した。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	<p>時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。</p>	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、当該職員から既に返納させた。</p> <p>所属長は、直接監督者及び事後確認者に対し、事後確認において進捗状況や終了時間を確認することの徹底を指示した。</p> <p>また、課内の全職員に対し、時間外勤務実績報告は勤務時間を確認のうえ提出するよう指示するとともに、時間外勤務命令、実績報告の決裁ルートを改めて周知した。</p> <p>さらに、課長補佐に、翌月に時間外勤務実績とパソコンのログオフ時間に乖離がないか照合し、確認簿に入力させることとした。</p> <p>部としても、部内全所属長に対し、文書で本件を周知するとともに、適切な決裁ルートの設定、事前命令と事後確認の徹底、パソコンのログオフ時間の確認等に係る具体的方法の周知に加え、管理監督者が職員の労働時間を適正に把握し、所属の実態に応じた業務マネジメントを行うことを指示した。</p>

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 橋 克 己 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 596 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。	支給過大となっていた時間外勤務手当については、時間外勤務実績を修正し、既に返納させた。 所属長は、再発防止のため、以下について、徹底させることとした。 ・時間外勤務を行った職員は、原則として当日のうちに（遅くとも次の登庁日までに）、必ず実績の提出を行うこと。 ・各係長は、事前命令を徹底するとともに、係員の業務の進捗状況や実績時間の聞き取り確認を行うなど、事後確認を徹底すること。 ・課長補佐は、パソコンのログオフ時間を確認し、ログオフ時間を超えて時間外勤務実績を提出している職員の業務内容を確認すること。 また、部としては、部内全所属長に対し、指導事項等一覧表を添付した主管課長通知を发出し、再発防止を徹底させるとともに、適正な業務マネジメントを行うよう指示した。